



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年4月1日金曜日 第1646号外4

◇ 目 次 ◇ 訓 令

えひめブランド推進班規程..... 1

訓 令

○愛媛県訓令第11 - 2号

農 林 水 産 部

えひめブランド推進班規程を次のように定める。

平成17年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

えひめブランド推進班規程

（設置）

第1条 愛媛産の農林水産物及び加工品の流通・販売対策を推進するため、農林水産部にえひめブランド推進班（以下「班」という。）を設置する。

（任務）

第2条 班は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 愛媛産の農林水産物及び加工品のブランド化の総合企画、総合調整及び推進に関すること。
- (2) 愛媛産の農林水産物及び加工品の総合的な流通・販売対策の検討及び推進に関すること。
- (3) 地産地消の推進に関すること。
- (4) その他愛媛産の農林水産物及び加工品の流通・販売対策の推進に関し必要な事項

（組織）

第3条 班は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

（職制）

第4条 班に班長を置き、農林水産部農業振興局長の職にある班員をもって充てる。

2 班に副班長を置き、農林水産部農業振興局えひめブランド推進監の職にある班員をもって充てる。

（職務）

第5条 班長は、上司の命を受け、班員を指揮監督し、班の事務を統轄する。

2 副班長は、班長を補佐する。

（庶務）

第6条 班の庶務は、農林水産部農業振興局農産園芸課において処理する。

（雑則）

第7条 この訓令に定めるもののほか、班に関し必要な事項は、班長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

- | |
|------------------------|
| 1 農林水産部農業振興局長 |
| 2 農林水産部農業振興局えひめブランド推進監 |

- 3 保健福祉部健康衛生局健康増進課長補佐
- 4 経済労働部管理局産業政策課長補佐（経済労働部長が指定する者に限る。）
- 5 経済労働部観光国際局観光交流課長補佐
- 6 農林水産部管理局農政課長補佐（農林水産部長が指定する者に限る。）
- 7 農林水産部農業振興局農業経営課技術課長補佐（農林水産部長が指定する者に限る。）
- 8 農林水産部農業振興局農産園芸課技術課長補佐（農林水産部長が指定する者に限る。）
- 9 農林水産部農業振興局畜産課技術課長補佐
- 10 農林水産部森林局林業政策課技術課長補佐
- 11 農林水産部水産局漁政課技術課長補佐
- 12 教育委員会事務局文化スポーツ部保健スポーツ課長補佐（教育長が指定する者に限る。）

